

お知らせ

2023年4月1日
NHK広報局

放送法改正に伴う放送受信規約の一部変更(割増金 等)について

4月1日から放送法改正(2022年10月施行)に対応するため、割増金に関する規定など放送受信規約が一部変更になります。



割増金制度は、受信料の適正かつ公平な負担を図ることを目的として、放送法が改正され、導入されたものです。

また今回の法改正と放送受信規約の変更により、テレビ等の受信機を設置された際には、期限(設置月の翌々月末)までに受信契約のお申込みをいただくことが必要となります。(地上契約を締結されていて、新たに衛星受信機を設置された場合も同様です。)

割増金制度が導入されても、受信契約の締結や受信料の支払いについて、NHKの価値や受信料制度の意義をご理解いただき、納得してお手続きやお支払いをしていただくという、これまでのNHKの方針に変わりはありません。

今回の放送受信規約の変更における、割増金に関する主な内容は次のとおりです。

【割増金の対象】

- 割増金は、「不正な手段により受信料の支払を免れた場合」と「正当な理由がなく期限までに受信契約の申込みをしなかった場合」に対象となります。

【割増金の額】

- 「不正な手段により受信料の支払いを免れた場合」は、支払いを免れた受信料に加え、その受信料の2倍に相当する額の割増金のお支払いが必要となります。(放送受信規約第12条第1項)
- 「正当な理由なく期限までに受信契約の申込みをしなかった場合」は、受信機設置の月の翌月から受信契約を締結した月の前月までの受信料に加え、その受信料の2倍に相当する額の割増金のお支払いが必要となります。(放送受信規約第12条第2項および第3項)
- なお、いずれの場合も、受信料のお支払いが必要な期間のうち、割増金の対象となるのは、2023年4月以降の期間分の受信料の2倍に相当する額となります。(放送受信規約付則第5項～第9項)

引き続き、受信料制度にご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

【関連資料】

- ▼ [NHK よくある質問集\(FAQ\)受信料制度・受信料のお支払いについて > 割増金](#)
- ▼ [割増金に関して会長が1月の就任会見で説明した内容\(会見要旨の8ページ目参照\)](#)
- ▼ [放送受信規約の一部変更について 改正放送法\(主に割増金\)への対応の考え方\(5ページ\)](#)
- ▼ [日本放送協会放送受信規約](#)